

大野城市読み聞かせボランティア登録要領

平成25年 3月25日

要領第2号

改正

令和3年1月15日要領第1号

令和4年6月16日要領第3号

(目的)

第1条 この要領は、読み聞かせボランティア（以下「ボランティア」という。）を登録し、市内で実施される読み聞かせ事業を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 ボランティアの登録の要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 大野城市（以下「市」という。）、大野城まどかびあ図書館その他これらに類する者が実施する読み聞かせ講習を修了していること。

(2) 大野城まどかびあ図書館、大野城市立学校、地域貸出文庫その他これらに類する者が実施する読み聞かせ事業での読み聞かせの経験があること。

(登録申請)

第3条 ボランティアの登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、読み聞かせボランティア登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第4条 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、読み聞かせボランティア登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(登録の廃止)

第5条 ボランティアは、ボランティアの登録を廃止しようとするときは、読み聞かせボランティア登録廃止届（様式第3号。以下「廃止届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、廃止届の提出があったときは、当該ボランティアの登録を廃止するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、ボランティアの活動実績が3年間ないときは、当該ボランティアの登録を廃止することができる。

4 市長は、前項の規定によりボランティアの登録を廃止したときは、読み聞かせボランティア登録廃止通知書（様式第4号）によりボランティアに通知するものとする。

（活動内容）

第6条 ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

（1） 絵本の読み聞かせ

（2） その他市長が必要と認める活動

（他団体等への紹介）

第7条 市長は、ボランティアを必要とする団体又は個人から問い合わせがあった場合は、ボランティアを紹介することができる。

2 前項の規定による紹介（以下「紹介」という。）の対象となる事業は、大野都市情報発信ツール運用要綱（平成28年要綱第44号）第6条第1項に掲げる者（以下「団体等」という。）により市内で開催され、かつ、市民が参加するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当すると認められる事業については、紹介の対象としない。

（1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのある事業

（2） 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのある事業

（3） 市長がボランティアの紹介が適当でないと認める事業

3 紹介を受けた団体等が実施する事業においてボランティアが活動を行う場合であって、当該ボランティアの活動のための場所が必要なときは、紹介を受けた団体等が場所を提供し、又は場所を使用するための経費を負担するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、ボランティアの登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月15日要領第1号）

（施行期日）

1 この要領は、令和3年1月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現に登録されているボランティアは、当該登録期間が

経過するまでの間、この要領による改正後の大野城市読み聞かせボランティア登録要領の規定により登録されたボランティアとみなす。

附 則（令和4年6月16日要領第3号）

（施行期日）

1 この要領は、令和4年6月16日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この要領による改正後の大野城市読み聞かせボランティア登録要領の規定は、施行日以後に登録の申請を行うボランティアについて適用し、施行日前に登録の申請を行ったボランティアについては、なお従前の例による。